

公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「**本会**」という。）定款第12第2項条の規定に基づき、賛助会員（以下「**会員**」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、本会を支援する個人又は団体であつて、理事長が、会員としてふさわしいと認めた個人又は団体とする。

2 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（様式1号）を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、入会の時及び毎年度、次の会費を納付しなければならない。

（1）個人会員 年額1口 3,000円（口数制限なし）

（2）団体会員 年額1口10,000円（口数制限なし）

2 会費は、入会の時又は毎年度5月末日までに納入しなければならない。

3 年度途中に退会した場合は、その年度の会費は返還しないものとする。

4 会費は総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会する場合は、退会届（様式2号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の届出がない場合は、会員として年度を超えて継続するものとする。

(特典)

第5条 本会は、会員に対して、次の情報提供等を行うものとする。

（1）本会の刊行物等を提供すること。

（2）本会の刊行物等に会員氏名、名称を掲載すること。

（3）本会の行事等を案内すること。

（4）その他

(除名)

第6条 会員が次に該当する場合は、理事長の承認を得て会員から除名するものとする。

（1）会員としてふさわしくない行為があった場合

（2）会費の納入を長期に怠った場合

(規程の変更)

第7条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年3月 7日 一部改正

3 令和 2年3月 3日 一部改正

4 令和 7年3月21日 一部改正